

議案第 55 号

農作物共済の無事戻金の交付について

平成 25 年度において下記のとおり農作物共済の無事戻限度額を定め、無事戻しを実施することについて、加西市農業共済条例第 36 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 3 日提出

加西市長 西村 和平

記

平成 25 年度において実施する農作物共済の無事戻しは、次のとおりとする。

1 水稲共済

- (1) 交付対象者 平成 22 年度から平成 24 年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- (2) 交付対象者数 2, 449 名
- (3) 無事戻限度額 2, 395, 275 円

2 麦共済

- (1) 交付対象者 平成 22 年度から平成 24 年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- (2) 交付対象者数 2 名
- (3) 無事戻限度額 193, 657 円

(審議資料)

農作物共済加入者が、共済目的の種類ごとに、平成 22 年度から平成 24 年度の過去 3 年間に於いて、農作物共済に係る共済金の支払いを受けていない場合、又は、支払いを受けた共済金が加入者共済掛金の 2 分の 1 の額に満たない場合、その加入者に対し、それぞれ過去 3 年間の加入者共済掛金の 2 分の 1 から、過去 3 年間の支払い共済金と過去 2 年間の無事戻金の合計を差し引いた金額を限度として、平成 25 年度に無事戻金として交付することについて、加西市農業共済条例（昭和 43 年加西市条例第 5 号）第 36 条の規定により、議会の議決を求めるもの。